

令和6年1月16日

静岡SR経営労務センター
社労士会員 各位

静岡SR経営労務センター

労働保険料 振替口座データの事前確認 について（依頼）

寒中の候、皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、当センターが労働保険料の口座振替のために利用している全国労働保険事務組合連合会 静岡支部（以下「全保連静岡支部」と表記。）の 総合コンピューターシステムにおいて、従来、銀行に依頼していた口座振替業務を、代金回収サービス会社である「三菱UFJファクター(株)」に移行することとなりました。

移行の理由は、振替手数料等の増額、口座振替件数の増加、取扱い金融機関の拡充に対応するため（全保連静岡支部からの説明(概要)は【続紙】に記載）、令和6年度第1期（令和6年6月20日予定）から同社による口座振替が行われることとなります。

つきましては、下記1. についてご了知いただくとともに、下記2. についてご依頼申し上げます。

記

1. 従来使用（配布）していた「預金口座振替依頼書（B5版・3枚組）」については、本年1月16日以降は、三菱UFJファクター(株)用の「預金口座振替依頼書（A4版・1枚）」（以下「【**新用紙**】」と表記。）に切替わることとなります。（従来の「旧用紙(B5版)」は、1月16日以降は取扱をして貰えないことから、以後「旧用紙」で提出された場合には、【**新用紙**】での再作成が必要となります。）
【**新用紙**】については、PDFデータを印書して使用が可能であることから、当センターのホームページ「社労士会員の皆様へ」にも掲載を行います。
2. 今回の口座振替業務の移行にあたり、令和6年度第1期の口座振替が円滑に行われるよう（口座名義人等が振替依頼の内容と一致せずに「振替不能」となってしまふことを避けるために）、当センターにて保有している口座情報（特に口座名義人の「フリガナ」部分）につきまして、担当されている事業所（別添①「口座振替の事業所一覧（担当社労士別）」参照）に対し、同封した依頼文書（左上端に「事業主様宛 連絡用」との表示をした文書）を配布していただくことにより、口座情報が相違していないか確認をお願いしたく、ご依頼申し上げます。
なお、振替口座の情報について一致しない部分がある場合には、別添「相違連絡票」を作成していただき、誠に勝手ではございますが、令和6年2月9日（金）までに、メール または FAXにて事務局へのご連絡をお願いいたします。
（相違件数が多い場合は、ホームページ(社労士会員の皆様)のデータを増刷りしてください。）
また、相違している事業所が無い場合には、相違連絡票の送付は結構です。

全国労働保険事務組合連合会 静岡支部からの説明（概要）

1. 全保連総コン事業（静岡支部）における「口座振替」の現状

(1) 労働保険料の口座振替の実績

- ・総コンシステム利用の委託事業場数 29,000余件
（うち 口座振替契約件数：第1期 18,600余件、第2期・第3期 15,000余件）

(2) 口座振替実施の金融機関

- ・県内に本店を置く金融機関： 24金融機関で実施
- ・口座振替手数料： 取扱金融機関一律 1件あたり 10円(税込)
（15年以上前の契約によるもので、ここ数年、料金改定を要請されているとのこと。）

(3) 計算センター（株SBS情報システム）から金融機関への口座振替データの送付

- ・電子媒体（フロッピーディスク等）で口座振替データを金融機関に持参又は送付

2. 代金回収サービス会社への移行の経緯

(1) 以前より、口座振替を実施している事務組合から、①都市銀行の口座振替は出来ないか。②農協だけでなく漁協も口座振替できないか。③インターネット銀行の口座は対象にならないのか。④労働保険事務組合の委託地域が拡大されたが、県外の金融機関は対象になっていない。対応をお願いしたい。などの問合せ（要望）が寄せられていた。

(2) 金融機関からも、近年、①データ持込をFD等で行う際の手数料の値上げ。②データ持込時のFDの廃止。③インターネットバンキング利用時の手数料の値上げ。④銀行側から、口座振替手数料を10円→110円（税込）へ値上げ要請など、今後も「他の金融機関からの要請の増加」や「諸手数料、口座振替手数料などの経費の増額」が見込まれ、現行経費を維持することが困難になってきている。

(3) そのため、改善策として「口座振替を 代金回収サービス会社 に移行する」ことが令和5年12月14日の理事会で決定された。

①契約先会社： 三菱UFJファクター株式会社

②開始時期： 令和6年度第1期から

③代金回収サービス会社へ移行のメリット

- ・口座振替金融機関として全国の金融機関が利用できる（委託地域の拡大に対応）
- ・インターネット銀行、漁協などの口座にも対応
- ・口座振替件数の増加に対応。事務組合担当者の事務負担の軽減

3. 代金回収サービス会社へ移行するためのスケジュール（ゴシック表示は静岡SRに関するもの）

- ・令和6年1月9日（火） 労保連静岡支部からの説明
- ・令和6年1月10日（水）10:00までに 既存データの読替（データ変換）を希望するか否かを連絡【「データ変換希望あり」の報告済】
- ・令和6年1月16日（火） 静岡SRが保有している口座振替用データと、事業所の口座に相違が無いかの確認（依頼）
- ・令和6年1月31日（水） 口座相違有りの場合、事業所→各社労士への連絡期限

- ※・令和6年2月2日（金） 委託事業所へ「データ読替（銀行→三菱UFJファクター株）」
についての連絡文書を発出（各社労士→各事業所へ）
 - ※・令和6年2月9日（金） 口座相違有りの場合、各社労士→事務局への連絡期限
 - ※・令和6年2月16日（金） 委託事業所から「データ読替についての異議申立て」
があった場合の連絡期限（各社労士・事業所→事務局）
 - ・令和6年2月19日（月）10:00 総コン（システム会社）への読替データ提出の締切り
 - ・令和6年2月19日（月）10:00 事業所から「データ読替についての異議申立て」が
あった場合の報告期限（事務組合→全保連静岡支部）

読替エラーが発生した場合には、全保連静岡支部
から随時連絡あり（事務局→担当社労士へ連絡）
 - ・令和6年6月20日（木） 令和6年度第1期の口座振替を実施
- 【上記の ※印 の部分は、今後、事務局から依頼を行うことを予定しているものになります。】**

4. その他

(1) 口座振替が可能な金融機関については、別添②「ワイドネット提携金融機関」を参考にしてください。

なお、当初、「農業協同組合」については「静岡県内のみ」、「信用漁業協同組合連合会」と「漁業協同組合」は「9461 東日本信用漁業協同組合連合会」のみとし、要望により順次増やしていく予定とのことです。

(2) 「預金口座振替依頼書」の作成にあたっては、SR事務局から送付される用紙を使用するか、あるいは「PDF版」（静岡SRのホームページ（社労士会員の皆様へ）に掲載）を印刷して頂き（白黒での印刷可）、事業主様に署名・捺印を頂いた『原本』を、静岡SR事務局へ提出してください。（PDFファイルにしたものをメールで提出することは不可。あくまでも『原本』の提出が必要。）

必要に応じ原本をコピーして「事業所用控」として保管しておいてください。

事務局に提出いただいた後、全保連静岡支部→三菱UFJファクター（株）と送付され、その後、該当金融機関に提出されます。

また、不備があった場合には、後日、事務組合に戻されることとなるので（相当な期間を要する場合もあるとのこと）、その場合には、担当社労士に連絡をして、再度提出していただくことになります。

(3) 「預金口座振替依頼書」を記入される際、太枠内の内容についての「訂正」を行った際には、当該箇所に「訂正印」（「金融機関お届け印」欄に捺印された印影と同じもの）をお願いいたします。

(4) 今後、「預金口座振替依頼書」の太枠部分、「預金者名」欄の法人名・代表者名に変更があった場合でも「預金口座振替依頼書」の再提出は不要とのことです。